

高郷小 P T A 会 則

船橋市立高郷小学校

第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 この会は船橋市立高郷小学校 P T A という。
- 第 2 条 この会は事務局を同小学校内（千葉県船橋市西習志野 1 丁目 4 7-1）に置く。

第 2 章 目的及び活動

- 第 3 条 この会は保護者と教師とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。本会の活動は、原則として総会や運営委員会で協議決定された事項に基づき、会員からボランティアを募って実施する。すべてのボランティア活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。
- 第 4 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。
- 1 よい保護者、よい教師となるように努める。
 - 2 児童の生活を指導する。
 - 3 児童の生活環境をよくする。
 - 4 公教育費を充実することに努める。
 - 5 その他教育に必要な活動をする。

第 3 章 方 針

- 第 5 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。
- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する。他の団体および機関と協力する。
 - 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 - 3 この会は、またはこの会の役職の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 4 本会は学校の人事、その他管理には干渉しない。
 - 5 本会の活動において、すべての児童は平等に扱われ、児童及びその父母、またはそれに代わる者の属性によるあらゆる形態の差別をしてはならない。

第 4 章 会 員

- 第 6 条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
- 1 高郷小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者
 - 2 高郷小学校の教師
 - 3 この会へは自由意志で入会し、また退会できる。この会の入会希望者は、入会届を提出する。

この会の退会は下記のとおりとする。

- イ) 自動退会：子の卒業、転居または勤務校の移動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会とする。
- ロ) 任意退会：自由意志によって退会するものは退会届（非加入届）を提出する。

第 7 条 会費は年額一世帯 1,500円とする。ただし、生活保護家庭には適用しない。また、その年度の情勢により変動が発生する場合は総会の承認を必要とする。

イ) 既に納入した会費は、転校等の理由であっても原則返金しないこととする。

ロ) 転入等により新たに会員となった者からの徴収は、転入した年度は徴収しないこととする。

第 8 条 会員はすべて平等の義務と権利とを有する。

第 5 章 経 理

第 9 条 この会の活動に要する経費は会費、およびその他の収入によって支弁される。

第 10 条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 11 条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 12 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 組 織

第 13 条 本会に代表グループをおく。代表グループは、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるよう努める。必要に応じて運営委員会を開き、本会の運営方針、議案、企画および予算案等の会務について話し合う。

第 7 章 代表グループ

第 14 条 この会の代表グループは次のとおりである。

会長 1 名（保護者から）、事務局 4 名ないし 6 名（保護者から）会計は各々保護者から 1 名ないし 2 名、会計監査 2 名（保護者から）と教師から 1 名で構成する。

第 15 条 代表グループの任期は次のとおりである。

1 代表グループの任期は 1 年とする。ただし一回に限り再任することができる。

2 代表グループは在籍児童の保護者と教師とする。

第 16 条 代表グループの任務は次のとおりである。

1 会長はこの会を代表し、会務を統括し、総会、運営委員会、を招集する。

2 事務局は会長を補佐し、会長事故または不在の時はその任務を代行する。

3 会計は総会で決定された予算に基づいてその収支にあたり会計の事務を行い、総会のつど収支を報告する。

第 17 条 代表グループの選出

1 代表グループは立候補または推薦により代表グループにて選考され、毎年定期総会で承認をうけ決定する。

第 8 章 会 議

第 18 条 この会に次の会を置く。

1 総会

2 運営委員会

第 19 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第 20 条 定期総会は年 1 回とし前年度会計決算報告、事業報告の承認、本年度の代表グループ選出、

予算、事業計画、会則の変更、その他の必要事項について審議する。書面による開催の場合、会員に対し書面で議案内容の周知を図った上で書面表決を行い総会に代えることとする。

第 2 1 条 臨時総会は、代表グループが必要と認めるとき、または会員の3分の1以上から要求があったときに開催する。臨時総会の開催が困難な場合、会員に対し書面で議案内容の周知を図った上で書面表決を行い臨時総会に代えることとする。

第 2 2 条 総会は、会員の5分の1以上出席しなければ、その会議を開くことが出来ない。ただし、委任状による出席は認められるが、議決権の行使は認めない。
書面による総会の場合は、会員数の5分の1以上の議決権行使書の提出をもって成立し、議決はその過半数の同意によって決定する。

第 2 3 条 運営委員会は、会長または事務局が招集する。

第 2 4 条 運営委員会は、次の構成員とする。

1 代表グループ 2 校長 教頭 3 必要に応じた関係者

第 2 5 条 運営委員会の任務は次のとおりである。

- 1 総会に提案される議案の審議決定
- 2 決算書の承認
- 3 各機関の連絡調整および運営について必要ある事項の審議決定
- 4 予算案の編成および審議
- 5 決算案の作成
- 6 各会の調整連絡
- 7 細則の起案
- 8 その他緊急事項の処理

第 2 6 条 総会以外の会議は、構成人員の2分の1以上の出席者をもって成立し議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 2 7 条 校長はこの会と学校運営との間の調整を行いすべての会に参加し意見を述べるができる。

第 9 章 会 計 監 査

第 2 8 条 この会に会計監査を2名置く。選出は代表グループの選出方法に準じて同時に行う。

第 2 9 条 会計監査は会計の運営について監査し総会に報告する。

第 3 0 条 会計監査委員の任期は1年とする。

第 1 0 章 相 談 役

第 3 1 条 この会に相談役を置くことができる。

1 相談役は運営委員会の承認を得て前会長などに会長が委嘱する。

2 相談役はこの会の運営上重要な事項について会長の諮問に応じる。

付 則

1 会長が必要と認められた場合、運営委員会の議決を得てこの会則に反しない限りの細則を作ることができる。

- 2 この会則は、昭和43年5月13日より実施する。
昭和45年5月 2日一部改正する。
昭和47年4月 8日一部改正する。
昭和49年4月20日一部改正する。
昭和51年4月26日一部改正する。
昭和53年4月22日一部改正する。
昭和55年4月26日一部改正する。
昭和59年4月30日一部改正する。
平成 2年4月28日一部改正する。
平成 6年4月23日一部改正する。
平成10年4月18日一部改正する。
平成11年4月17日一部改正する。
平成17年4月22日一部改正する。
平成19年4月27日一部改正する。
平成20年4月25日一部改正する。
平成21年4月24日一部改正する。
平成24年4月20日一部改正する。
平成25年4月24日一部改正する。
平成26年4月22日一部改正する。
平成28年4月19日一部改正する。
令和 3年4月16日一部改正する。
令和 5年5月 1日一部改正する。
令和 6年4月20日一部改正する。
令和 7年4月19日一部改正する。

第 11 章 細 則

【表彰規定】

この会は、目的達成のために功績のあった人を表彰することができる。

【サークルに関する規程】

第1条 サークルは、会員の有志による活動である。児童の健全な成長を助けることや、会員相互の親睦をはかることを目的とし、営利目的の活動は行わないものとする。

第2条 サークルを新たに設ける場合は、代表グループを通じて運営委員会に申請し、承認を得るものとする。

第3条 サークル助成金について

1. サークルとして登録された団体を対象とする。
2. サークル助成金は前年実績を考慮し計画書を代表グループへ提出、代表グループにて協議し助成金を支給する。

3. 会員相互の親睦をはかることを目的とした活動は、受益者負担を原則とする。

【弔慰規定】

弔慰については、次のとおりとする。

- 1 死亡の場合の対象の範囲
 - イ) 児童
 - ロ) 会員
- 2 弔金の基準 5,000円

総 会

最高の議決機関。定期総会は年1回、全会員の5分の1以上の出席で成立する。
(委任状を含む)

運営委員会

総会につぐ議決機関。PTA運営について審議する。
代表グループ・校長・教頭・必要に応じた関係者で構成される。

会計監査

その年度の会計収支を監査する。
会計監査2名で構成される。

サークル活動

PAPAS倶楽部

